



～性暴力を、なくそう～

11月12日(金)～25日(木)は

「女性に対する

暴力をなくす運動」期間

「男女が互いに尊重し合う意識」「暴力は許さない意識」をみんなが持ち、一人一人の個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、女性に対する暴力のない社会づくりを進めましょう。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎23-2121

女性の人権を侵害する
「許されない」行為

女性に対する暴力には、夫や恋人、パートナーからの暴力(DV・ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、セクシャル・ハラスメントなど、さまざまな形があります。

これらの行為は、女性に恐怖心と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるなど人権を著しく侵害します。暴力は、性別に関係なく、決して許される行為ではありません。

DV関連の相談が増加

昨年度、市の女性総合相談に寄せられた相談件数は866件。そのうちDVに関する相談が232件となっていて、DV関連の相談が増加しています。DVには、殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれます。

相手の同意のない性的な
行為は、「性暴力」です

性暴力とは、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。性暴力は、性別や年齢にかかわらず、

身近な人や交際相手、配偶者から被害を受けることもあります。

加害者が教師やコーチ、上司などの地位・関係性を利用した性暴力の場合、断ることが難しい状況もあります。また、薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力も起きています。

被害者が勇気を出して被害相談をしても、服装や行動をとがめられ、被害を誰にも話せなくなるといったケースもあります。「はつきり嫌だと言われなくても」「家に来てくれても」「二人きりで食事をして」「相手の同意のない性的な行為は性暴力です。性暴力は被害者の心身や、その後の日常生活に深刻な影響を与えます。性暴力の根絶に向け、性暴力を容認しない社会環境づくりを進めることが重要です。

安心して相談ください

性犯罪・性暴力の被害者に対して、被害直後からの総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリングなどの心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援など)を提供する場所として、全都道府県にワンストップ支援センターが設置されています。可能な限り1カ所で支援することで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ることができます。

つらいこと、不安なことについて一人で抱え込まず、まずは、ワンストップ支援センターに相談してみませんか。

次のことなどが相談できます。

- 妊娠や性感染症が心配
- 心や身体のが心配
- 警察に相談したい、相談するか迷っている
- 法律や裁判のことが分からない
- 今後のことが心配

「性暴力被害者支援センター」
「さぼーとねっと宮崎」

「さぼーとねっと宮崎」は、性暴力被害を受けた人やその家族などが、安心して相談し、必要な支援を受けることができるよう、県が開設した相談窓口です。

性暴力に悩んでいる人は、まずは相談ください。相談内容や希望に応じて必要な支援を行います。相談した人の秘密は固く守ります。

また、性暴力に悩んでいる人を見かけたなら相談先を伝えてください。

【電話】

●日時 月～金曜日 10時～16時

※祝日・年末年始を除く

☎0985-13818300



さぼーと
ねっと宮崎